

福祉環境委員会記録

令和3年12月9日(木)
09時58分～15時08分
全員協議会室

【委員】 小川委員長、足立副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】 笹田議長、肥後議員、川上議員、牛尾議員

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕 猪木迫健康福祉部長(兼保険年金課長)、久保健康福祉部参事、
藤井地域福祉課長、板本健康医療対策課長、龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕 森脇市民生活部長、井上環境課長、
斗光環境課カーボンニュートラル準備室調整監

〔金城支所〕 篠原支所長、佐々尾市民福祉課長

〔上下水道部〕 有福上下水道部長、白根管理課長、谷口工務課長

【事務局】 中谷書記

議 題

- 1 議案第85号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
【全会一致 可決】
- 2 議案第86号 浜田市子育て世代包括支援センター条例の制定について
【全会一致 可決】
- 3 議案第87号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
【全会一致 可決】
- 4 議案第88号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
【全会一致 可決】
- 5 議案第89号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について
【全会一致 可決】
- 6 議案第95号 指定管理者の指定について(浜田市総合福祉センター)
【全会一致 可決】
- 7 議案第96号 指定管理者の指定について(浜田市病児・病後児保育室)
【全会一致 可決】
- 8 議案第97号 指定管理者の指定について(浜田市金城高齢者生活福祉センター)
【全会一致 可決】

9 執行部報告事項

- (1) 浜田市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントについて 【地域福祉課】
- (2) 浜田市地域包括支援センター運營業務の外部委託について 【健康医療対策課】
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について 【新型コロナウイルスワクチン対策室】
- (4) 浜田市児童医療費助成事業の拡充について 【保険年金課】
- (5) HAMADA ごみ分別アプリについて 【環境課】
- (6) 金城地域断水防止対策について 【管理課・工務課】
- (7) その他
(配布物)
- ・ 浜田市人口状況（R3.8月末～R3.10月末） 【総合窓口課】

10 所管事務調査

- (1) 障がい児通所支援の利用状況等について 【地域福祉課】
- (2) 緩和型通所サービスの実施状況について 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市内の風力発電事業の現状について 【環境課】

11 その他

12 取組課題について（委員間で協議）

【議事の経過】

(開 議 09時 59分)

小川委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会する。ただいま出席委員は7名で定足数に達している。本日の委員会は、議題に関係のある管理職のみの出席としている。

なお、マスクを着けていることもあって、音声が聞き取りにくいというご意見が届いている。質疑・答弁の際には、委員、執行部ともに、マイクを近づけて、簡潔明瞭に発言していただくようご協力をよろしく願います。

それではレジュメに沿って進めていく。まず、本委員会に付託された市長提出議案8件の審査に入る。

1. 議案第85号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

9. 執行部報告事項

(4) 浜田市児童医療費助成事業の拡充について

小川委員長

この議案については、執行部報告事項の(4)「浜田市児童医療費助成事業の拡充について」が関連する内容とのことなので、ここで執行部から資料と併せて補足説明をお願いします。

保険年金課長

島根県では小学生までを対象に、子どもにかかる医療費について自己負担に上限を設け、令和3年4月から拡充している。さらに浜田市では、もともと独自事業として中学生を対象として自己負担ありの助成事業を行っていた。今回この助成事業の対象を18歳の3月年度末まで拡大・拡充することによって保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組むということで、令和4年4月1日からの条例改正になる。

令和4年4月からでも12月に条例を改正するのは、今後、証の準備と医療機関にも周知する必要があるためである。

対象者は、独自事業のところは中学1年生から18歳まで、12歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもで、生活保護受給者は除く。現行どおり所得制限は設けない。浜田市の住民となる子どもを対象としている。

今までの医療費助成制度の拡充について、浜田市分と県分を4番の表に載せている。

助成の方法は、医療機関において現物給付としている。現物給付ができない県外や協定していない医療機関等にかかった場合は、領収書を持ってきていただき、償還払いとしている。

6番に県内8市の助成状況を載せている。市で18歳年度末まで拡充というのは浜田市だけである。先般江津市が小学生まで自己負担

無料とされていた。18歳年度末まで拡充しているのは、町村では川本町、津和野町、知夫村、飯南町、吉賀町である。

7番は全国の助成状況。これは令和2年4月1日現在の厚生労働省の資料から出しているが、中学校卒業までが約50%、18歳年度末までが42.1%。これは無料と自己負担ありの両方を合わせてである。また入院費助成だけを助成している自治体はさらに多い。入院費だけが45.9%ということで載せている。

小川委員長
川神委員

この件について委員から質疑はあるか。

住民が大変喜ばれるすばらしい事業だと思っている。今まで18歳までの拡充を求める議会からの質問がさまざま出ている。財政的なものなどあるが、県内でトップを切っていくことはよいのだが、今これに踏み切った背景はどういうものか確認したい。

保険年金課長

令和元年10月に新しい県知事が小学生の医療費無料化を提案されて、そこから始まった医療費の拡充になっている。元年10月に県がするといっても、市町村はすぐ10月からなかなかできない。そこから1年半たって令和3年4月から県が小学生まで自己負担ありの医療費の拡充をされた。それによって本来浜田市も令和2年度に、結婚・子育て支援金の中で、その部分も含めて計算していたが、さらに令和3年4月から行ったということで、浜田市も保護者の経済的負担軽減等いろいろ考えて、どこまでできるかを検討し、今回、18歳年度末までということで拡充の提案をしている。

川神委員

医療機関に対して今から周知していくことと、当然住民にもしっかり周知していかないと、よい制度がきちんと活用できない。そのあたりはどのようなスケジュールか。

保険年金課長

議決をいただいたらすぐに医師会に説明させていただき、医師会だけではなく薬剤師会、全てかかってくるので、医療機関に令和4年4月からこうなると掲示もさせていただき、対象者については、今度は子ども医療費となるが、新たな証を発行しないといけないので、18歳年度の対象者には申請書を送り、申請していただいて証を送る形になると思う。そのために令和4年4月から開始したいため、12月に条例改正をさせていただく。

小川委員長
柳楽委員

ほかに。

対象となる高校生の人数と、先ほども県内8市の状況などの話があったが、浜田市として無料にしない理由があるのかと思うが、そこを聞かせていただけるか。

保険年金課長

住民基本台帳により、現在1293人を見込んでいる。一部負担を残した理由は、県の子ども医療費についても自己負担があり、今は中学生も自己負担があるので、高校生だけ無料化ということではないのだが、全体を無料化するにはまだ待つていただく形になるのではということで、まず高校生まで拡大・拡充をしていく。今後県内でも統一したものを本当はされたらよいと思うので、これはまた市長会を通じて統一の要望を出していかないとはいけないと思っている。

小川委員長
岡本委員

ほかに。

8市また全国的な資料をつくっていただき感謝する。

議案のときに少し話があったかもしれないが、高校生まで3年間の補助をするとなると何らかの財政的な考え方があるのだろうと思う。そのことについてお尋ねする。

保険年金課長

先ほど言ったように、県が小学生までになり浜田市負担分がそこで浮いたという部分もあるが、今回は結婚・子育てということで県の交付金も入ってくる。ただこれは医療費の何パーセントと確定したものではなく、結婚・子育てに関する事業費の交付金なので、いろいろな事業をすれば、それに使った交付金を除いた残りを医療費に当てる形になってくると思う。今回拡充した部分が全部県の結婚・子育ての交付金に当たるかということそうではない。小学生が拡充された分で市の負担が減った部分を含めて高校生まで拡充した。

岡本委員

大体どのくらい増えるのか気にしている。これまで中学生まで千円だった。そうするとこの千円に対して、おおむねどのくらいの方に使っておられるか。わかればお示しいただきたい。

保険年金課長

今まで中学生までだったが、中学生に対しては令和2年度なので医療費的には下がったところもあるのだが、浜田市の助成部分については1430万円くらいである。高校生も、医療費なのであくまでも推計になるが、それほど人数も医療費もかわらないということで、1370万円を浜田市の負担と予定している。あくまでも医療費なので推計であり、この金額全部が県から交付金として入ってくるわけではない。

岡本委員

私が知りたいのは子どもたちの健康状態、または保護者の負担感ということも併せて、大体年間どれくらい千円でやっておられたのかが知りたい。わからなければ結構である。

保険年金課長

わかる範囲で中学生においては400万円弱くらいが自己負担でかかっていたのではないかと。外来千円、入院月2千円と計算して、380万円超くらい。

小川委員長
柳楽委員

ほかに。

私の質問における発言内容について。先ほど高校生の人数と言ったのだが、多分高校生だけではなく中学を卒業されて18歳までの方全体ということなのだと思うので、申しわけないが訂正させていただきたい。中学校卒業から18歳の対象となる方の人数ということで聞かなくてはいけなかった。

小川委員長
岡本委員

人数は答弁どおりでよろしいか。はい。ほかにあるか。

前の委員会で話したことがあるのだが、この千円、大変助かると思うが、ただ問題があるという話もある。休日や夜間に5千円払うのが負担だという話も出ている。この辺の整合性というか、これはこれなのか。これは多分医療機関に払うわけであろうし、これについての助成は何か検討されたかお尋ねする。

保険年金課長

第3条に助成の範囲を載せている。これにあるように、社会保険

各法の規定によって療養の給付費等が対象となっている。先ほど言われた5千円、再診2500円というのは選定療養費であり、これはかかりつけ医の紹介状などがなく行った場合については出すということで、外来の機能分化と連携の推進のもとに平成28年に決まった法令であり、特定機能病院や一般病床でも500以上ある病床については払うことになっている。紹介状を持っていかれるとそれが取られない。ただ、本当に救急で入院などが必要になればそういうことはかかってこない。選定療養費については子ども医療費の対象外となっている。

岡本委員

このたび言っておきたかったのは、実は先月スポーツ少年団の大会で子どもさんがけがをされた。頭にデッドボールを受けて緊急で医療センターに行った。検査を受けて問題はなかったのだが、そこで結局5千円の負担についてどう扱うかという話が運営側で出た。こういうことも運営する側は考えていかないといけないのだと思ったので、少しこのことについて整理したいと思った。

今話を聞きながら、運営する側としてはそのことは考慮していきたい。考えがあれば聞きたいのだが。

保険年金課長
小川委員長

ない。

ほかに質疑は。

(「なし」という声あり)

2. 議案第86号 浜田市子育て世代包括支援センター条例の制定について

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

村木委員

条項からいくと指定管理等は考えてないと読み取れ、直営だと思いが、どういう職員配置を考えているか。

子育て支援課長

職員配置は現在の子育て支援センターすくすくの職員と、子育て支援課の中にある包括支援センターの職員を、今と同じ体制を合わせてすることを想定している。全て直営で行う。

村木委員

具体的な人数は、所長などかかわる人はどのくらいおられるのか。

子育て支援課長

人数については機構にかかわることもあり、体制部分は協議中なので数字的には明らかにできないのだが、機能的には今の人数がそのまま行くようなイメージでいる。

村木委員

第2条の事業について、今も浜田や石見などまちづくりセンターでいろいろされていると思うが、引き続き場所が変わっても、むしろ拠点となって多くのまちづくりセンターや隣の浜田市世界こども美術館等とも連携した事業展開をしようと思っと思ってよろしいか。

子育て支援課長

基本的には現在行っている事業を継続していく。拡充部分については、利用者の方からいろいろな意見をいただいたりしているところをできるところは取り入れていき、近隣の施設とも連携を深めていきたいと思っている。

小川委員長
柳楽委員

ほかに。

先ほど、現状の人員配置とほとんど同じような形と言われたのは、「すくすく」と本庁の子育て世代包括支援センターでの担当の人数とを合わせたものということによかったのか。

子育て支援課長

少し補足する。子育て支援係の中に母子保健を担当している保健師がおり、新しいセンターの中で行う母子保健事業に携わる保健師として、その職員の人数が加わる。

小川委員長

結局、人数は今の段階では具体的な数字を上げることは控えるということか。

子育て支援課長

機構にもかかわることなので今の段階では差し控えたい。

小川委員長

ほかに。

村武委員

使用対象者だが、(1)に妊産婦及び小学校就学の始期に達するまでの者並びにその家族と書かれている。子育て世代包括支援センターは18歳までが対象だと思うが、18歳とは書かれていない。その理由について伺う。

子育て支援課長

第4条の使用対象者だが、1号は主に施設を利用する方で妊産婦、未就学児童とその家族を指しており、2号は子育てサークルなどで部屋を使用される際に貸し出す個人・団体を想定している。3号のその他として、先ほど質問があった例えば18歳までの子どもにかかわること、その保護者からの相談、行政窓口としての手続き等もあるので、そういった方は全て3号の中に含まれている。

村武委員

他市の条例などを見ると18歳までと記載されているところも多くあったと思う。なぜ18歳というのが出てこなかったのかと思っているのだが。

子育て支援課長

他市の条例もいろいろ見て、明記されているところもされていないところも両方あった。行政窓口としての手続きというところも広くあったので、この3号の中で全て表記させていただくということでこういう結果になった。周知するときにはそういったことはきちんと明記していこうと思っている。

村武委員

周知のところと云われたが、市民は条例を見ることはないと思うので、市民にわかりやすい周知をしていただきたい。

岡本委員

不妊治療等についてお尋ねする。市長が所信表明で不妊治療について強化を図ると言っておられる中で、私は子育てだから生まれる前の問題があるかもしれない、一緒にやるべきだと思うのだが。もしかしたらこの3号の中に入るのかと思うが、不妊治療する方は使用対象者として考えるのか。

子育て支援課長

不妊治療に関することはこの3号に含まれており、現在も子育て支援係で対応しているが、新しい子育て世代包括支援センターで手続きも相談も行う。細かい表記はしていないが対象者になっている。

岡本委員

そうであるならば、この中の表現では難しいかもしれないが、浜田市はこういうこともやっているのだと位置づけるために、やはり表記したり皆に周知してわかってもらうことも必要なのではないか

- 子育て支援課長 と思うが、いかがか。
- 子育て支援課長 条例を見ただけではそういった細かいところがわかりづらい。先ほどもあったように、市民はなかなか条例をごらんになることがないので、これから広報していく内容やパンフレット等では、どういう手続きができるのか、どういうことができるのかを明らかにし、わかりやすい表現に努めたい。
- 岡本委員 休日保育事業について、いろいろな背景があると思う。保育園が休みのときとか。具体的な事業内容についてお尋ねしたい。
- 子育て支援課長 休日保育は、保育所等が休みの日曜日と祝日における保育の実施の需要に対応するために、保護者の子育てと就労の両立を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的として就学前の児童を保育する事業となっている。現在も「すくすく」で日曜日と祝日に直営で行っている。4月以降もまず直営で始め、同じように日曜と祝日に対応していく。
- 岡本委員 この施設の休館日についてはどうなるのか。
- 子育て支援課長 これも条例を見ただけではわかりづらいところだと思うが、新しい施設では祝日を休館としている。地域子育て支援拠点事業というのがあるのだが、今「すくすく」内で交流されたり遊びに来られたりで使っておられる。これについても土日は開館する。ただ拠点事業については、乳幼児健診を年間を通じて水曜日に実施しているため、水曜日のみ休館としている。また、土日を開けることで職員の勤務調整が必要になるので、市の窓口業務と同じ内容については水曜日も行うが、拠点事業として自由に遊んでいただくというところについては水曜日のみ利用制限をさせていただく予定としている。
- 小川委員長 ほかに。
- （ 「なし」という声あり ）

3. 議案第 87 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 小川委員長 執行部から補足説明はあるか。
- （ 「なし」という声あり ）
- 委員から質疑はあるか。
- 岡本委員 電磁的方法、現在もパソコンをつかっている中で、説明資料に業務負担軽減とあるが、実際に負担軽減になるのか。
- 子育て支援課長 施設において、これまでパソコン等で作成した記録・帳簿など例えば保育台帳や保育日誌等をプリントアウトする必要があったのだが、その必要がなくなる。保護者に対してもメールでいろいろな文書を送ることができるようになることで、保育所側の負担も軽減すると思われる。それからパソコン上に保存することで過去の資料を探すときに紙より早くなるといった業務負担軽減にもつながっているかと思う。
- 岡本委員 担当課ではいろいろなデータを紙媒体だけでなくパソコンでつく

子育て支援課長 っておられるからそれほど変わらないと思っていた。今の質問については理解するが、今後は、保護者の利便性と話があったように、郵便物ではなく例えばスマホでもできるからということなのか、そのほかに利便性について説明があれば願います。

子育て支援課長 例えば保護者の方は園から運営規定などの説明を受ける際には、園に出向いて文書での説明を受けることになっていた。これがメールでのやりとりも可能になるので、保護者が園に出向かなくてもよくなることや、自分の時間があるときにゆっくり書面に目を通すことができる。今言われたスマホで受け取ることができるようになる。また保護者もデータで見ることができるので、知りたい情報が紙でより探しやすくなることも、保護者の利便性向上と思っている。

岡本委員 逆に顔と顔が見えない状態はいかがなものかと思うのだが。言った言わない、見た見なかったという点について何か対策はあるか。例えばチェックをして、この人と話をしたということがデータとして残るのか。

子育て支援課長 これまでデータでできるものも一部あったし、今回の改正によって紙でもデータでもどちらでもよいこととなり、それが明文化されたということなのだが、送られたものをどなたが見られたかのチェックについては、そこまでのことは今の条例からは読み取れないが、園側からしたら、いつこういう情報を保護者に送った、保護者のほうはいつそれを受け取ったということは記録として残ることにはなると思うので、あとはごらんになるかどうかは保護者側のことになるかと思う。

小川委員長
川神委員

ほかに。

世の中の流れ的には、もう電子媒体などさまざまなものが、社会を構成しているものが変わっているので当然のことなのだろうが、逆に利便性が高くなると特に電子媒体等々に関しては、不用意なデータの流出など、紙でもある程度はあるが、それ以上にきちんとデータ保護しなければいけないと思う。この問題だけでなく全ての行政データもそうなのだろうが、そのあたりは。例えば子どもの問題など非常にシビアなデータも入っていると思うが、リスクマネジメントに関してはどうか。

子育て支援課長

これについてはまた別途定めてあるものと思うが、先ほどあった顔を合わせてというのが大切な内容であったり、個人情報についてはメールではなく、これまでどおり紙媒体で行われるものと想定している。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

4. 議案第 88 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

- 岡本委員 委員から質疑はあるか。
- 岡本委員 出産費用というのは、この40万4千円までかかっているのか。出産費用はいくらかをお尋ねする。
- 保険年金課長 出産費用は医療費から外れる部分で、自由診療という言い方をするが、平成28年の数値で帝王切開は医療になるので除き、正常分娩の場合、島根県では平均約47万7777円と出ている。全国平均では、平成28年なので少し古いデータだが、50万5759円という数字が出ている。
- 岡本委員 対象の国民健康保険の人は大体どのくらいの割合でおられるのか。
- 保険年金課長 働いているほとんどの方は、協会健保や共済組合、健康保険組合など、いろいろな組合に入っておられると思う。自営業の方や定年退職して年金受給者の方、74歳以下の方が入るのが国民健康保険となるので、今実質加入率は20%前後。今正式な数字は持っていないが、浜田市でいえばそのくらいだと思う。
- 岡本委員 年間、今まで40万4千円で、どのくらい申請があるのか。
- 保険年金課長 国民健康保険の数字になるが、令和2年度は10件、令和元年度は16件、30年度は12件である。
- 岡本委員 社会保険や協会健保などがその他になる。その辺の出産費用などは把握しておられるか。
- 保険年金課長 これは健康保険法で定められた出産費なので、これについては42万円、法で決められたものである。これ以外にそれぞれの加入しておられる健康保険で、出産祝い金など言葉は違うがそういうものが付加されているところもあると思う。ただ法令でいう出産に対し加入している保険からもらえるのは42万円である。
- 保険年金課長 今回、42万円は条例では変わらない。この中で出産一時金としてもらえるものと、あと産科医療補償、出産のときに脳性まひ等に、不幸にしてなられる子どもが多かったので、その補償料として42万円の中が分かれている。当初は3万円と39万円だったのだが、そういう子どもが少ないということでその補償料がどんどん下がっていき、今回1万6千円から1万2千円に下がった。いわば保険の掛金。しかし下がったことによって本来の出産費42万円を下げるのではなく、掛金が下がった分を出産費に当てるということで、実質的には出産費40万4千円が40万8千円になり、補償料のところは1万2千円に下がった。わかりにくい条例改正なのだが、出産一時金でこういう制度になっており、今回条例を改正する。
- 小川委員長 ほかに。
- (「なし」という声あり)

5. 議案第89号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について

- 小川委員長 執行部から補足説明はあるか。
- (「なし」という声あり)
- 小川委員長 委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

6. 議案第95号 指定管理者の指定について(浜田市総合福祉センター)

小川委員長
地域福祉課長

執行部から補足説明はあるか。

先日の議案質疑においては十分な説明ができず大変申しわけなかった。改めて補足説明をさせていただく。

まず7日に、現在指定管理施設である総合福祉センター内の浴室清掃を、市が直接業務委託を行っているのは不適切であると指摘いただいた点について。改めて内部協議をした結果、指摘を受けた内容についてはごもつともであり、現在市が直接委託をしている浴室清掃業務については、令和4年度から指定管理業務として指定管理者に依頼することに改めてさせていただきたい。

提案している議案に記載している指定管理料には浴室清掃業務の委託料が含まれていないが、後追いになり恐縮だが、当議案を可決いただいたら、今後指定管理予定者との協議が調い次第、改めて業務委託料分を増額した債務負担の変更を提案し、変更協定をしたいと考えている。それに伴い、令和4年度以降は、総合福祉センター浴場開放事業の予算は要求しないこととしたい。

小川委員長
岡本委員

委員から質疑はあるか。

議案質疑で聞いていて、非常にチェック体制が甘いと思った。皆のほうで精通されている。議員も一生懸命見てこのたびのようなことが起きたのだろうが、係長、課長、部長に行く経緯の中で、そういう文言を含めて、入り口、1丁目1番地である。きちんとしてほしい。部長が説明されたように市内に浴場がなくなり、それに対してあそこに依頼した、その辺のやりとりも背景も見えるから、それはそれとして考える中で、文言がその中に入ってそれに誰も気づかなかったというのは、私は問題だと思っている。ぜひ原点に立ち戻って、更新についてはこういう状態をチェックしたというのが、チェックの一つの対象が流れていって、部長に行く、市長に行くという形で、そういう流れにぜひしてもらいたい。今後どうされるか、もしあればお願いします。

地域福祉課長

このたびの原因だが、指定管理業務の更新に当たってはそれまでの指定管理期間内に発生した問題や課題を十分念頭に置いて、その解決を込みで指定管理業務を見直しする作業が必要だったと思う。

この浴室管理業務については、平成18年の事業開始から課題であったという認識はあったものの、福祉施策ではなく公衆衛生施策であるため指定管理業務とならないという、長年のこちらの思い込みにより、私どもがこのたび見直しの対象としなかったことが原因と思っている。今回ご指摘いただいたことで、別角度から見なければいけない、もう年月はたっているので当時と同じ解釈ではいけないと改めて気づくことができた。過去の経験にとらわれず、新たな気持ちでいろいろな角度から見なければいけないというのは、このた

- 岡本委員 び非常に反省したので、これからその辺に気をつけながらやっていきたいと思う。申しわけなかった。
- 新たな気持ちと言われた。皆4、5年で人事異動するが、その人事異動はその部分ではないのか。担当が変わったらその担当になった人たちはかかわる全て、皆条例で活動、業務をしているのだから、1回条例を見ていれば、その辺もチェックの対象になると思う。ただ4年5年にとということではなく。ぜひ腹入れして対応していただきたい。
- 副市長 今回の総合福祉センターの指定管理についてはご指摘をいただき本当に申しわけなく思っている。このことだけでなく常日ごろ、人事異動のとき等で新しく着任したものが違う角度でしっかりものを見る。前例踏襲ではなく、違うこと、疑問に思ったことは内部できちんと協議する。市全体ももう一度その辺の考え方、職務に当たっての対応の仕方は人事課と合わせて協議しなければいけないと思っている。
- 私も辞令交付のときなどにそのようなことは伝えているつもりだが、まだまだ不十分だと改めて認識したので、全庁的にこういう事案が発生したことを教訓に取り組んでまいりたい。
- 小川委員長 ほかに。
- 村武委員 まず浴室の受付などの業務と浴室の清掃があると思う。それを全部ひっくるめて指定管理の内容に入るということか。
- 地域福祉課長 今回の浴室開放事業の清掃業務委託分が指定管理料へ行く関係で、清掃委託料も全て、清掃業務も入る。入浴の対象者か否かの判定作業は市の要綱に基づいて市がやるが、浴室利用者の受付や管理については指定管理予定者が実施するように今協議をしている。
- 村武委員 先日の議案質疑のところでしたっきり理解できてなかったのだが、この清掃部分とは福祉センター全体ではなく、浴室の清掃か。浴室を除いた清掃に関しては今までもこの指定管理の中に入っていたということか。
- 地域福祉課長 おっしゃるとおりである。
- 村武委員 先ほど浴室の受付業務は引き続き市でされると言われたか。
- 地域福祉課長 浴室の受付業務や管理は指定管理予定者をお願いする。市は、対象者かどうかの判定作業、利用許可を出すか出さないかなので、一人につき一度だが、そちらの業務のみになる予定である。
- 村武委員 浴室の管理業務とは今まではやってなくて、市がやっていたのを、今後指定管理の中に入れるのか。それとも今までも清掃以外のところの管理業務は指定管理の中に入っていたのか。
- 地域福祉課長 時間で実は区切っており、4時までについては、高齢者や障がいのある方についてはどなたでも入れることから、指定管理の中に入っている。4時から6時の間については、その方々は対象ではなく、自宅に入浴施設のない方が対象になっていたもので、4時から6時の部分については市が事業として、センターの浴場を借りている形に

村武委員
地域福祉課長

していたので、指定管理から外れていた。

それが今度は指定管理の中に含まれるということか。

浴室の管理運営、受付は指定管理の中に含めさせていただき、こちらは対象かどうか、一度切りの許可を出す業務のみとなる。

村武委員

どちらにしても先日の議案質疑の中で議員全体が、この件に関しては疑問に思ったところだと思う。今日こうして委員会で説明いただいたが、やはり議員全員にしっかり理解していただく必要があるかと思うのだが。例えば今回はこれを1回取り下げて、また臨時議会などに上げることは考えられなかったのか。

地域福祉課長

今回の件については、我々担当課が仕様書を作成する際に、指定管理業務の中に浴室清掃業務を追加しなかったことがそもそもの原因だと思っている。もし今回この議案を取り下げて、増額後の指定管理料で改めてまた議案として上程するとなると、今の指定管理申請にかかる相手方から出ている事業計画書や収支計画書の再作成、再提出という負担をまたお願いすることになってしまう。今回の件については私どもの落ち度であり、相手方の落ち度ではないため、相手方にその負担を負わせることにもなってしまうので、今回は認めていただき、追って債務負担の増額補正という形をお願いさせていただければと思っている。

小川委員長
川神委員

ほかに。

この問題は説明不足や現場の思い込み、今までやってきた業務が少しマンネリ化した中できちんとチェックできていないといった、根本的な体制的なところが一つの原因だと思う。今ほかの委員からの、1回取り下げて改めて提出に関しては、相手方にそういった不備がなかったのにそれを強いることになるということで、理解もできるのだが、本来こういった問題は1回きちんと整理して再度提出して、我々がそれにきちんと向き合うのが一番望ましいとは思っている。議会は通年会期であり、いつでも市民目線でいろいろなことをやらなければならない。今の説明はある程度理解するが、本来は1回整理してもう1回議会に出していただくのがより望ましいと私は感じている。

健康福祉部長

ご指摘のとおりだが、今回は総合福祉センターの指定管理者の指定を社会福祉協議会にということで提案している。こちらの内部の事業内容確認ミスのために、またさらに取り下げてとなると時間もかかる。時間がかかるのは致し方ないと思っているのだが相手に時間をかけてしまうので、今回この指定管理者の指定については議案を提案させていただき、今後準備ができ次第、債務負担行為の変更と、契約のほうはそれによってまた契約し直すということで進めていきたい。よろしく願います。

柳楽委員

相手方にまた改めて書類等を提出していただかないといけなくなるという話があったが、今回仮にこの議案が可決されたとしても、改めて臨時会議等が出された場合には、事業が追加されるので、指

地域福祉課長 定管理者からまたそれについての事業の報告というのは、特にされなくても大丈夫なのか。

小川委員長 このたびもし可決いただいて、その後追加で後日債務負担行為の増額を出して変更協定という形を取った場合は、今出してもらっている申請書がそのまま生きて、増額の債務負担を可決いただいたところで変更協定書を締結する形になる。それについては変更した部分だけの変更協定書をつくることだけの作業になる。そうでない場合は、今出してもらっている添付資料を、増額した金額のもので業務内容や収支などを全て作り直していただく作業が発生する。

小川委員長 おおむね1時間経過したので休憩し、再開を11時10分とする。

[10時58分 休憩]

[11時18分 再開]

7. 議案第96号 指定管理者の指定について（浜田市病児・病後児保育室）

小川委員長 執行部から補足説明はあるか。

（ 「なし」という声あり ）

委員から質疑はあるか。

柳楽委員 この施設の構造について疑義を唱えるというか、感染防止の観点から陳情があったが、執行部からこの指定管理者に対して、感染防止対策をどのようにするかという協議はされたのか。

子育て支援課長 現在の病後児保育室でも感染防止のマニュアルのようなものも持っており、そういったものをお話ししたり、あと具体的には指導医の先生や協力医療機関の先生と連携や相談しながらの運営ということについてはお話しさせていただいている。

小川委員長 ほかに。

岡本委員 指定管理ということで金額も出ている。この使い方を理解したいので聞くが、休日診療と病児・病後児保育は同時に使うことはないと思うのだが、もう少し説明をお願いしたい。

子育て支援課長 開館日は休日応急診療所とは異なるので、どちらかが開いている状態なのだが、利用料や光熱水費などの件か。

岡本委員 例えば今のコロナのときに、来られた人、もしくは風邪でもよいが、来たい人がいる間はどこかで待機しておかないといけないだろう。同時に二組、三組来たときに、そこはどうするのか。今のよう病児保育の最中については休日診療はやってないから、そのスペースはそういう人がつかってもよい、その辺が待合室になっていくのか。逆に休日診療のときは病児保育はやってないのだからそこは休憩所になるのか。そういう考え方でよいのか。

子育て支援課長 基本的に反対側には行けないような構造になっているので、休日診療所を開設しているときは病児・病後児保育室を使うことはできないし逆もできない。病児・病後児保育室は保護者が朝送ってこられたら、あとは迎えまで保護者はおられないが、休日応急診療所は

	予約されてから入るまで車で待っていただくといった運用になると思うので、あいているところで待っていただくことは想定していない。
岡本委員	この施設の使い方、例えば休日に体調が悪いときに、電話するのは市役所か、それともここの施設か。
健康医療対策課長	当日もしそういったことになれば、こちらの新しくできた休日応急診療所に電話して予約していただくことになる。
岡本委員	それは時間の範囲があると思うが、8時から11時とか。
健康医療対策課長	受付時間は午前10時から11時半、13時から14時30分となっており、診療時間は15時までとなっている。
岡本委員	病児について同じくお尋ねする。
子育て支援課長	基本的には前日までの予約となっているが、当日の朝急に連絡があったとしても可能であれば受け入れていただくような方向性で考えている。それは指定管理者の運用になると思うので今明確には言えないが、体制を整えよということにはなるかと思う。基本は前日までの予約が必要となる。
岡本委員	すると指定管理者のほうで休日、病児の部分については、それを受け付ける人が1人なのだと思うが、電話番号も同じなのか違うのか、お尋ねする。
子育て支援課長	病児・病後児保育室については専用の電話番号を設けるので、その番号にかけていただき、対応する職員もそこにいる。番号も広報等でお知らせし、入り口にもそれを表示しようと思っている。
健康医療対策課長	休日応急診療所についても専用の電話番号と事務員がいるので対応可能となっている。
小川委員長	ほかに。
柳楽委員	指定管理料の内訳はどういったものがあるのか。
子育て支援課長	一番大きなものは人件費でほぼ占めている。その次が清掃など委託料に当たるものが二番目に大きい、あとは細々したことがある。最も大きく占めるのは人件費部分、9割程度となっている。
柳楽委員	利用実績に応じて国からの補助が変わったが、そういった点はこの中には含まれていないと考えてよいか。
子育て支援課長	おっしゃるとおりである。
岡本委員	ドクターについて聞く。休日診療は、今までは市内の医師が交代で来ていたが、この辺がどうなるのか。病児のドクターはどういう形になるのか。当然指定管理者はその分に対応されるのだが、その辺の考え方をお尋ねしたい。
健康医療対策課長	休日応急診療所についてはこれまでどおり、浜田市医師会に所属する開業医、内科と小児科になるが、こちらの方が対応される。
子育て支援課長	病児・病後児保育室については協力医や指定医療機関について、指定管理者のほうであらかじめ連携を取るところを探すことになっており、市内の内科・小児科の先生方に当たっていただくこととなっている。

岡本委員 費用について。今保険の対応の中でやっていると思う。例えば休日診療はおのこの先生にお願いするが、この部分の費用も指定管理に入ったのか。そういう費用があるのか私もしっかりわからないが、そうではなくそれは保険の中で処理されるのか。費用の出場。

健康福祉部長 今回休日応急診療所と病児・病後児を合築して一つの建物を建てているが、この二つは別事業である。休日応急診療所は医師会に、調剤も薬剤師会に委託して直営で事業をするのでこちらは指定管理ではない。病児・病後児はまた別事業で、先ほど課長が説明したように指定管理でやっているの、指定管理者に予約の電話を入れてもらい、そちらで運営してもらう。

岡本委員 そうすると、建物のいろいろなメンテナンスも含めて、管理は誰がするのか。半分ずつ分けるのか。

健康福祉部長 管理も二つに分けている。

小川委員長 ほかに。

川神委員 待ちに待った病児・病後児保育事業で、この問題は長年にわたりさまざまな物議を醸したところであり、多くの市民が再開を望まれている。とてもよいことだと思うし、皆に必要とされる施設なのだろうと思っている。

子育て支援課長 この運営だが、スタッフの内訳、どのような職種がどのような格好でこれを運用していくのか中身に関して教えてもらえるか。

川神委員 まだ議決を得ていないため細かな数字はなかなかだが、看護師と保育士は必ず配置していただくよう、協議は進めている。子どもの人数によって必要な体制が取れるよう準備していただいている。

子育て支援課長 現場の責任者は誰になるのか。

川神委員 指定管理者のもとで運営していただく形にはなると思う。

子育て支援課長 それはわかっているのだが、そこで看護師または保健師が病児・病後児を見るスペースがある。その中での責任者はどういう方になるのか。どういった方がそこで采配されるのか。

小川委員長 これまで病児・病後児保育事業に携わってきた職員で希望する職員は、継続して雇用していただけるような方向性で今話を進めている。その中で主に勤務時間が長い職員が調整したり、実際に保育に関するところ、基本的な責任というか、運営の中心はそこになるかと思うが、施設全体となると指定管理者の代表者になるかと思う。

小川委員長 ほかに。

(「なし」という声あり)

8. 議案第 97 号 指定管理者の指定について（浜田市金城高齢者生活福祉センター）

小川委員長 執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

柳楽委員 委員から質疑はあるか。

指定管理料が 120 万円強増額となっている。これまで人件費部分が上がるので増額というパターンが多かったかと思うが、今回もそ

金城市民福祉課長 柳楽委員	ういったことよろしいか。 言われるとおりの人件費の増部分である。 人件費増というのは、例えば職員配置が変わったからとか、役職のある方が入るのでそういったことになるとか、そもそも賃金を上げなければならないというところか。どういった理由なのか。
金城市民福祉課長 小川委員長	根拠については、最低賃金の部分の伸びの増と見込んでいる。 ほかに。 (「なし」という声あり) 以上で議案の審査は終了した。採決は後ほど行う。

9. 執行部報告事項

小川委員長	初日の委員会で確認したとおり、執行部からの説明は補足説明のみとさせていただく。
-------	---

(1) 浜田市再犯防止推進計画(案)のパブリックコメントについて

小川委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり) 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
-------	---

(2) 浜田市地域包括支援センター運営業務の外部委託について

小川委員長 健康医療対策課長	執行部から補足説明はあるか。 まず1番目の地域包括支援センター運営業務委託に係る経緯については記載のとおり。委託先は社会福祉法人浜田市社会福祉協議会で、委託開始は令和4年4月1日の予定となっている。 4番目の設置場所について、本センターを浜田市野原町にある総合福祉センターの社会福祉協議会本所内に設置する。また、サブセンターを金城・旭・弥栄・三隅の社会福祉協議会各支所内に設置し、本センターと四つのサブセンターで事業を実施することになる。 5点目の委託後の職員体制だが、地域包括支援センターを設置・運営するためには主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門3職種を基準に基づき配置するように求められており、本センターにおいては主任介護支援専門員4名、保健師1名、社会福祉士1名、その他ケアプランの作成及び請求事務を行う職員数名を配置予定である。サブセンター4か所については、サブセンターごとにそれぞれ3職種のうち1、2名を配置予定である。 以上により、本所支所を合わせると専門3職種12名の配置により人員基準を満たし、その他の職員数名を加えた人員により運営される予定となっている。 6番目の委託を行う業務については下の表をごらんいただきたい。この表は令和3年度現在、地域包括支援センター業務を行っている地域包括ケア推進系の業務内容を示しているが、令和4年度から委
-------------------	---

託する業務内容については表の一番上にある、包括基本4事業である。その他の権利擁護関係、高齢者福祉サービス、新包括的支援4事業、介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業など、その他の事業は引き続き浜田市の直営業務として残ることになるので、委託を行うのは地域包括支援センター運営に必須となっている四つのみであることをご理解いただきたい。

委託を行う包括基本4事業の内容について、①の総合相談支援業務は、高齢者やその家族、地域などからの相談を受け付け、高齢者の実態把握を行う総合相談窓口業務である。②の権利擁護業務は、虐待や消費者被害など高齢者の権利侵害の予防、相談、対応を行う窓口を担う。③の包括的・継続的マネジメント業務は、介護支援専門員、主治医、地域や関連機関等との連携による支援、介護支援専門員等への相談、助言などを通じた支援を行うことで高齢者のケア体制を構築する。④の介護予防ケアマネジメント業務は、指定介護予防支援事業所として介護予防・日常生活支援総合事業利用者及び要支援認定者のケアプラン作成を行う。

大まかな委託後の業務のイメージとしては、①から③の業務により高齢者に関する相談を受け付け、高齢者や地域住民の状況を把握しながら地域やさまざまな関係機関と連携して、高齢者を適切な支援に結びつける業務を行う。これに併せて④の介護予防ケアマネジメント業務を行い、①から④の業務を組み合わせることで相談事業、地域課題の解決、暮らしやすい地域づくりに向けた包括的支援体制づくりを推進するものである。

地域包括支援センターの委託により令和4年4月以降、高齢者の相談窓口は、浜田市から委託後の地域包括支援センターに移るが、浜田市直営で残る業務も多くあるので、浜田市と委託後の地域包括支援センターが連携することで、これまで以上の支援体制が構築できるよう努めていく。

7番目の今後の予定については、令和4年1月から民生児童委員協議会、地域協議会、介護保険事業所について地区ごとに説明会を開催する。また住民への周知については市報、ホームページ、チラシ、相談窓口等により実施する予定としている。その後3月までに浜田市社会福祉協議会に対し最終的な事務引き継ぎを完了させ、令和4年4月1日付で地域包括支援センター運営業務の委託契約を締結し、同日付で事業を開始される予定となっている。

委員から質疑はあるか。

包括基本4事業は委託に出すと書かれてあるが、市民が相談した場合、このことに関して例えば社会福祉協議会に行けばよいのか、それとも市に相談すればよいのか、これだけでは少しわかりにくいのではないかと思う。私も正直わからない。そういったことは市民に対して、これはどこに行けばよいのかといった相談は、市から社会福祉協議会を案内されるのか伺う。

小川委員長
村武委員

- 健康医療対策課長 4月の委託後、相談窓口について迷われる方が多いかと思われるが、迷ったらまずは社会福祉協議会に相談してもらえばと思っている。地域包括支援センターの主な業務の、総合相談受付なので、どちらの窓口に行けばよいかわからないという悩みについても、社会福祉協議会に相談してもらおうと必要な窓口や支援につないでもらえると思っている。また、当然市に問い合わせがあった場合には、どちらの窓口に行けばよいか相談に乗り、つないでいきたい。
- 柳楽委員 来年4月から委託される相談業務などや本庁にそのまま残るところを市民に周知しておく必要があると思うが、周知はどのようにされるのか。
- 健康医療対策課長 ホームページや市報を通じて周知するし、先ほども申し上げたが今の相談窓口で、4月からはこういう体制になる、こういう相談窓口体制になるというのを周知徹底していきたいと思っている。
- 柳楽委員 社会福祉協議会に移る事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業の部分があるが、6番④を見ると、事業利用者のケアプラン作成等というのが主なところなのかと思った。この介護予防・日常生活支援総合事業の中で、緩和型デイサービス等があるが、そういった事業者との連携は社会福祉協議会が行われるのではなく、これまでどおり本庁の担当が行われるのか。
- 健康医療対策課長 社会福祉協議会に委託するのは基本4事業であり、日常生活支援総合事業についてはこれまでどおり市が担うので、事業者との連携は市が主体となって行う。
- 足立副委員長 まず、総合相談支援業務が全庁で年間約3千件を超えるような件数で、1日あたりだと平均10件を超える件数であろうと思う。その多くが電話と来庁によるものである。来庁も、電話で予約してではなく、いきなり来られるケースもあろうかと思う。そのときに、浜田市役所であれば、その内容が国民健康保険関係、総合窓口関係、生活保護関係、環境課などいろいろなことがつながってこようかと思う。しかし今後この相談窓口が社会福祉協議会になり、まずはそこに相談してということであれば、いきなり社会福祉協議会に行ってその話をしたところ、それは市役所という形になるのではないかと心配している。そういうことがあった場合、それは社会福祉協議会で全て対応し、相談に来られた方に対してフォローされるのか、それとも市に答えを返すのか。要は、市民をたらい回しにしてほしくない。先ほどホームページなどという説明もあったが、多くの高齢者はホームページではなく、まず市報が第一なのに、先日の答弁では、まずは3月までに1回という説明であった。そして4月からいきなりスタートするとなると、情報の周知は非常に厳しいのではと思うが、そのあたりはどのようにお考えか。
- 健康医療対策課長 周知については、繰り返しになるが当然市報でも周知しようと思っている。いろいろな相談業務があり、恐らく4月以降、高齢者がすぐ理解されて適切な窓口を判断されるのは難しく、当面の間は混

乱するとは思うが、相談業務を受けながら周知徹底を図っていききたい。

足立副委員長

混乱があってはいけないし、混乱があるべきではないから今から事前に準備していただくための今回の話だと思う。例えば市役所に社会福祉協議会の職員を1人配置し、市役所に来られた相談者にはその職員が対応されるとか、これが寄り添うサービスではないかと思うのだが、そのあたりはお考えかどうか。

健康医療対策課長

社会福祉協議会の職員が市の窓口におられたらということだと思うが、社会福祉協議会では、本センターで6名、サブセンターで6名の計12名の配置を決定されている。市の窓口で常駐して対応というのはなかなか難しいと思う。交通手段のない方は社会福祉協議会まで行くのが難しい場合もあるかと思うので、状況によって、市の窓口に来られた場合には、社会福祉協議会職員が来庁されての対応や自宅への訪問などで対応していただけるよう協議していききたい。

足立副委員長

わかったが、市役所に1人、3職種の方でなくても、受付なのでなたでもよいと思う。あくまで受け付けた職員から、本所の3職種の職員に対応してもらえばよいので。1人くらい社会福祉協議会の職員をこちらに置くことはそれほど難しいことではないと思うが、これで終わる。

もう1点伺いたいのが、土日の対応である。今の浜田市の地域包括支援と全く同じようなことをやって委託するのは、委託のメリットが見えてこないと思うが、それでも土日を敢えてされない特段の理由があるのか。

健康医療対策課長

土日の対応については、一般質問でもいただき、答弁したが、毎年年間通じて10件程度ある。委員が言われるとおり365日相談可能というのが理想ではあるが、土日に営業を行うことによりさらなる人員配置や、それに伴う委託料の増加等も見込まれると思う。ただ、状況を見ながらもし必要だということであれば、検討していききたいと思っている。

足立副委員長

もともとの考え方が少し違って、市役所だから土日が休みなので市民は諦めていた。そこが大前提である。今回社会福祉協議会に委託することによって、社会福祉協議会も一法人でありその法人に業務委託するわけなので、市がそれを最初から示せば済むだけの話だと思う。病児・病後児も最初は3名だったが、市役所がやってないにもかかわらず今回6名で公募されている。あらゆることがいろいろな形で変わってくる。市役所は委託元・指名元だから、変更は自由にできると思う。それを敢えてせず、全く同条件で地域包括支援センターを市と同じやり方で運営委託するメリットが今の話を聞いてもいまだに見えてこない。それでも委託しないというのであれば、それは仕方ないかとは思うが、何かあるか。

健康医療対策課長

当然言われるとおりだとは思う。ただやはり委託料の兼ね合い、費用対効果もあると思うので。悠長だと思われるかもしれないが、

足立副委員長

とりあえず1年間状況を見て、そういった需要が多いということであれば、また次回の委託等で取り組んでいければとは考えている。

1日1日が勝負なので、そこは考え方を見直していただければと思う。

それから委託料について伺いたい。これも一般質問で少し触れたが、地域包括支援センターの運営費が多分3千幾らかだったと思うが、今回業務委託するに当たり、答弁では事前にいろいろな社会福祉法人へ打診したという話があった。その話の中で委託料についても若干触れられていたかと思うが、全く金銭的な話もない段階で社会福祉法人に投げかけても、向こうは当然承諾しないであろうし、ある程度を目安の金額を言われていたかとは思うが、今回社会福祉協議会に委託するに当たり、地域包括支援センター委託費の考え方は、当然だが今浜田市がやっている運営費よりも上回ることはないだろうか。

健康医療対策課長

委託料については3月定例会議で当初予算として計上し、審議いただくことになろうかと思う。ただ委員が言われる今年度の事業費3391万3千円については、これは人件費を含んでない額で、人件費分を含むと、令和2年度の地域支援事業の決算ベースでは大体8200万円程度である。これは当初予算のほうで説明させていただくが、今のところの試算というか協議ではこれより下回ると考えている。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。再開は13時とする。

[11時 56分 休憩]

[13時 00分 再開]

小川委員長

委員会を再開する。

(3) 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

健康福祉部参事

1番、接種状況について。12月1日時点の状況を記している。1、2回目はほぼ希望者は接種をされており、あまり増えてない状況になっている。参考までに昨日の時点では、1回目のところ資料では91.0%となっているが、91.1%、2回目は89.9%となっているが、90.2%である。

なお12月1日から3回目の接種も始まっており、浜田市では12月1日に5件の実績がある。

2番、3回目追加接種の対応について。対象者は2回目接種の完了日から原則8か月以上経過した18歳以上の方としている。今後の実施案やスケジュールの見込みなど記しているが、全て原則8か月以上経過したことを前提につくっている。なお、スケジュールの下の

ほうに米印で、ワクチンの配分について記している。3月までに約2万人の対象者がいるが、これに対するワクチンは未承認のモデルナ社製も含めて、一応国からは2月までに配分されることとなっている。一般質問のときにもあったが、モデルナ社製ワクチンがこの中で全体の4割くらいであり、このあたりが実施する側、接種を受けられる側の方々への影響が考えられるところである。

3回目接種の前倒しについて。3回目接種は、2回目接種から原則8か月というのが、大変国のほうで揺れている。6か月、8か月というところで二転三転しており、我々も今後の進め方に大変苦慮している。ただ、ずっと手をこまねいていても難しいということもあり、原則8か月としながらも、一部の内容について県を通じて国に前倒しができないか相談している。具体的な対象としては、この10月に市内の高齢者施設でクラスターが発生したが、そういった高齢者の集団生活の場は、特に幾ら留意してもというところがあるので早くしたいのと、全ての元となる医療従事者については、予定の8か月よりももっと前からしたいと国に対して求めている状況である。

小川委員長
川神委員

委員から質疑はあるか。

今国へ6か月でのお願いをしているということである。先般、医療関係者のドクターが、とにかく6か月への前倒しを強く求めると。これは全国的にかもしれないが、特に市内でそういう話があった。可能な限り6か月で接種に向けて努力してほしいと。そのことに関しては努力されていると思うが、一応お願いしていて、その回答がどうかかわからないが、総理も6か月の方向に向けて一気にいく感じもしている。あくまでも国が認めない、もしくは物が入ってこないならば、8か月を6か月に早めて接種することは不可能なのか。

健康福祉部参事

総理ができるだけ前倒しにということがあった後で、厚生労働大臣だったか官房長官だったか、全員一体の前倒しは難しいのだという発言もあった。今回浜田市も要望している医療従事者について言うと、おおむね既に対象になっている方は、全体として2月から、部分的に3月くらいまでが接種スタートである。3月までの対象になる方は、先ほど補足説明したが、一応モデルナ社のワクチンも含めて配分はされている。したがって医療従事者分の全体の前倒しができたとしても、配分を予定されているワクチンを活用することはできようかと思う。ただ今回我々が求めている以上の前倒しは、ワクチン配分の見通しが全く見えないので、そこまでは言えない。

川神委員

供給が担保された時点で、できるだけ早く希望者に接種をお願いしたい。今までワクチンに対する副反応の報告はいかがか。

健康福祉部参事

大変重篤な状況があったという例は伺っていない。大きな影響でないような報告は若干数あったとは聞いている。

川神委員

針刺し事故について、その後医療機関への指導に対する影響はどうか。

健康福祉部参事

改めて医療機関へは注意喚起の通知をし、また、近く説明会もあ

川神委員

る。そういった中で触れていきたい。

ワクチンを接種している、していないというのはデータシステムがあるが、例えば浜田市で接種を受けて転勤し、ほかの自治体へ出た場合、またほかの自治体でワクチン接種して浜田市へ転入した場合、これに対しての情報共有はできてないという報道が昔にあったが、現時点ではそういった方への配慮はどうされているか。

健康福祉部参事

浜田で接種券を出した方、こちらに住所のある方については、いつでもどのようなワクチンを接種したかが、VRSシステムの記録で確認できる。ただ我々が接種券を出してない方の情報は一切確認できない。以前よその自治体で接種されていた方が浜田に来られても、接種を受けた履歴がないのでわからない。今後、例えば3回目接種に当たっては2回の接種履歴があることが前提になっている。そういった方が浜田に来られた場合、自動的に接種券を送付することができない。したがって若干お手数料をかけるが、そういった方々は市で手続きしていただき、2回の接種歴があることを確認した上で3回目の接種券を出すという対応にさせていただく。

柳楽委員

その確認をする場合には、接種したときに接種券を戻してもらいますが、そういったもので確認されるのか。もしそれをお持ちでなくても何らかの方法で確認できるのか。

健康福祉部参事

履歴の確認には、本人が接種後にもらう接種済証というのがある。基本的にはどなたもそれを持っているはずということで、それを確認の材料にする。時々紛失される方がいるが、浜田市の場合、申し出ていただければ、同じものではないが、こちらで接種歴を確認したものを証明という形で出し、それをお持ちいただくことができるようにしている。また、今後、国は接種歴をスマートフォン上でも見られるように進めていて、12月20日に運用できるようにとアナウンスもあった。こういったものがあれば、もともとおられた役場などに出向かなくても、登録しているという前提があるが、自分で確認できるようになり、またそれを証拠として私どもも見せていただくことができるかと思う。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(4) 浜田市児童医療費助成事業の拡充について

小川委員長

この件は先ほどの議案審査で報告していただいたので次へ移る。

(5) HAMADA ごみ分別アプリについて

小川委員長
環境課長

執行部から補足説明はあるか。

ごみ分別アプリのリリース日が決まったので報告する。このアプリは、ごみの収集日の確認や、ごみの出し忘れ防止、ごみの出し方の検索機能が備わっており、市民の利便性を高めるとともに、ごみの減量化や廃棄マナーの向上が図れるものと期待している。

リリース日は1月11日火曜日。今年中にリリースしたかったが、年末年始のサポートができないということで、年明けにリリースしたい。リリース当日は、朝一番で業者がアプリの公開手続きをし、午後には公開されると聞いているので、ぜひダウンロードして利用していただきたい。なおこのアプリは日本語のほかに英語、中国語、ベトナム語の3言語に対応する予定だが、まずは日本語版の利用状況や反応を見て、外国語については順次リリースしたいと考えている。

ダウンロードについては資料4のとおり。資料のチラシにあるQRコードを読み込んでダウンロードする。公開日の1月11日を過ぎれば、これを読み取るとアプリのダウンロードサイトへつながる。なお、アプリ自体の利用料はかからないが、通信料については利用者負担となっている。

このアプリの周知方法だが、広報はまだやホームページのほかに、令和4年度のごみカレンダーでの周知や、チラシをスマートフォンの販売店やまちづくりセンターなどに置いていただくことで進めたいと考えている。

柳楽委員

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 金城地域断水防止対策について

小川委員長
工務課長

執行部から補足説明はあるか。

1番の今福中央配水池の工事について、本日現在、タンクは一度水を貯める試験が終わり、水質検査に向けた準備を行っている。水質検査だが、来週採水する予定である。

2番目の止水については未経験の職員の訓練を少し始めたところである。

3番目、その他の広報活動などで、12月1日の広報はまだと一緒に、A3版1枚ものの凍結防止チラシを全戸配付した。

4番目のその他の対策に、今後の取り組みを記載しており、順次着手している。これまでの対応改善で、11月中旬から、マイナス2度以下、あるいはマイナス4度以下という天気予報が出ていたので、担当する職員に情報共有を行ったりしている。12月下旬までには年内予定としていた内容について完了する予定である。

小川委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) その他 (配布物)

・浜田市人口状況 (R3.8月末～R3.10月末)

小川委員長
環境課長

執行部から何かあるか。

お手元に来年度のごみカレンダーの案を配っている。ごみカレン

ダーは今年度、これまでの冊子型からA3の1枚ものに変更したが、字が小さく見づらいとか、予定が書き込めないという意見を各所でいただき、見直しをしてこういう形でまとまったので報告する。

見直しに当たっては、今年6月の、自治区制度等行財政改革推進特別委員会でいろいろ意見をいただいたが、冊子型はどうしても難しい状況があったので、A2に大きくするという方向で検討を進めた。紙の大きさはA2だが、半分に折ってA3の大きさに使っていただくことを基本に考えている。A3片面に3か月分のカレンダーを配置し、それを4面で1年間使っていただく。半年が過ぎたら外側と内側を折り返し、また半年間裏表で使用する。カレンダーの形については、これまでの冊子型だったときの縦横比になる形に見直した。これまでと似た形に戻っているので、若干でも市民から見やすくなったと言ってもらえればありがたい。

全ての意見を取り入れるカレンダーはつくれないが、小さくて見えないという意見に添うよう、できるだけ大きな表示でつくっている。

小川委員長

委員からほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

配布物として、浜田市人口状況(令和3年8月末から10月末)についてはタブレットに配信しているので確認をお願いする。

それでは、ここで執行部からの報告事項について、全員協議会へ提出し説明とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

地域福祉課長
小川委員長

執行部からは(3)、(4)、(6)の3点を提案する。

委員はその3点でよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそれでよろしく願います。

10. 所管事務調査

(1) 障がい児通所支援の利用状況等について

小川委員長
地域福祉課長、
子育て支援課長
小川委員長
足立副委員長

執行部から説明をお願いする。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

1番の利用者数、令和2年度は205人という数字が出ているが、県内他市と比較したときにこの人数はどうか。

地域福祉課長

県内他市の状況だが、近隣の益田市、江津市の状況を以前調べている。浜田市は事業所数が江津市・益田市に比べて多く、それに伴ってサービス利用者も約1.5倍なので支援としては周知されてきていると思っている。

足立副委員長

他市と比べて、平均延べ利用者数は多いということだと思うが、対象者数全体の分母の部分はどうか。要は、何人がこの205人のカ

- ウントになるのか。
- 地域福祉課長 放課後等デイサービスの場合、例えば障害者手帳を持っているとか、特別児童扶養手当を受けている方が対象になるといったものがなく、対象のうちの何%くらいが来られているかの数字が難しい。未就学児については乳幼児発達支援事業で挙げている数字の分の児童発達支援という形でできるかと思うが、就学児については分母の把握が難しい。
- 足立副委員長 聞き方がよくなかったが、この令和2年度の205人という数字の中には、月22日、23日で利用されている方も1人、月1回の利用でも1人、延べトータルで205人という解釈でよろしいか。
- 地域福祉課長 おっしゃるとおりである。
- 足立副委員長 先般、放課後等デイサービスについて通所を二つに再編するというところで、塾タイプは公費対象外と新聞報道があった。一方で全国的な平均で放課後等デイサービスの事業所数が相当数増えている。中にはサービスに疑問がつくところもある状況だが、厚生労働省がどのような対応を今後考えていくか、執行部がつかんでいけば教えてほしい。
- 地域福祉課長 カラーの資料が、先般10月に国から示された今後の障がい児通所支援のあり方に関する指針である。この中で市が特に考えているところは、1ページ目の赤い囲みの真ん中、「障害児も同じ子どもであり、障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要」。次に次ページの3、インクルージョンの推進。こちらの中にある、「障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援を可能とする」。あとは上にある、「保育所等への移行支援が進むよう」。これが何を指すかということ、今後共生社会の理念にのっとして、障がいのあるお子さんだけを集めて支援するのではなく、できるだけ集団の中で育て成長していけるよう支援することで、将来的には社会で、地域と一緒に暮らしていただける方向性を目指そうというのが国の指針に書いてある。浜田市もそのような方向性で今後検討していきたい。
- 足立副委員長 国のこれから先の展望に準じた形でサービスも各事業所も切りかえていかないといけないかと思うが、今現在市内に14か所あると言われたが、塾タイプではなく子どもの、人間としての成果を見出しているような事業所は、管轄されている立場から、多くがそうなのか、それとも塾タイプという事業所が実際あるのか。どのようにつかんでいるか。
- 地域福祉課長 私も市内全ての事業所ではないが、幾つかは訪問させていただいた。先ほどの新聞報道は私も拝見したが、あの記事にも何をもって塾タイプとするのか、何をもって成果が上がっている、上がっていないと国は判断するのか困惑しているという事業所の声も上がっていた。私ども、もちろん皆それぞれ一生懸命支援されていると思っているが、支援のやり方が今後国が示す何かしらによって、もしかし

足立副委員長

たら該当しない事業所が出てくる可能性は否定できないかと思っている。

資料内のインクルージョンの推進のところで説明された、保育所等の訪問支援の部分がある。今後、出生数自体が全国的にも減っていく中で、浜田市においては既に300人を切っている。数年前までは定員いっぱい待機児童が出ていたが、現在は定員に満たない保育園も出始めているという話もちらほら伺う。そうなったときに今後保育園も、障がいの有無にかかわらずというところで、保育所を事業所として運営されているところが、保育園の延長、そして共生型のようなサービス、そういったところに移行していくのではないかと政策的にも思う。そうなったときに今執行部は、障がいと子育てが分かれているが、今後は一緒になってやっていかなければいけないのではと思うが、その辺は、一緒になってどう連携していくかといった話し合いはされているか。

子育て支援課長

言われるとおりの子どもが減っていて、保育所も今までの保育だけでは運営が少し難しいような現状があるという声をいただいている。今後形態が変わっていくのかということもあるが、このたびこの障がいのある子どもにかかわる具体的な対策について、今まで地域福祉課と具体的な協議をしたことはないが、今後はこういったことも踏まえて、移行支援ということも出てきているので、情報の共有や協議が必要になってくるかと思う。

足立副委員長

課長が言われたとおり。ただ放課後等デイサービスの人員要件として、保育士と教員免許を持っている方が大前提なので、先ほどのように伺ったのだが、今後そうなったときに、執行部もある程度各運営側を支援していかないと立ち行かなくなる事業所が出てくると思う。しっかり支援していただきたいし、今回粗方の数字をいただいたので、今後これを参考にしながらこちらも勉強していきたい。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(2) 緩和型通所サービスの実施状況について

小川委員長

執行部から説明をお願いします。

健康医療対策課長

(以下、資料をもとに説明)

小川委員長

委員から質疑はあるか。

柳楽委員

社会参加が中心となってしまったという部分があった。これについては、事業者には緩和型デイのそもそもの趣旨がうまく理解されていなかったからそういうことになったのか。

健康医療対策課長

介護予防・日常生活支援総合事業の導入時から、事業の説明を利用者と事業所に行ってきたが、委員が言われるとおり結果的には事業どおりの目的が伝わっていなかったようで、指定事業者ならびに利用者の実績につながらず、事業自体が曖昧なものになっていたものと考えている。

- 柳楽委員 気になったのが、リハビリを希望される方は介護認定を受けてとあるが、介護認定を受けてほかの介護給付サービスに移られるということは、そもそも介護認定を受けるくらいの方が、緩和型デイサービスを利用されていたということなのか。それとも最初の時点では緩和型の対象になる方だったが、緩和型を利用される中でだんだん身体機能などが落ちて、介護認定を受ける状態になられたのか。
- 健康医療対策課長 このサービスは介護認定を受けてない方になるので、利用中に状態が悪くなって介護認定を受けられたということかと思う。
- 柳楽委員 やはり緩和型デイの趣旨がきちんと理解されておらず、それに見合った事業がされてなかったのが、多分落ちたということも影響の一つにあるのかと思ったのだが。
- 今後、市の方針としては、緩和型デイサービスの事業所を増やしていくことを進めていきたいのか、それよりも地区で行われているサロン等でも百歳体操やほかの体操を取り入れているところもあると聞いているが、そういった住民に委ねる介護予防のほうに力を入れるのか。どちらに力を入れるのか。
- 健康医療対策課長 介護予防に効果があると言われていた週1回の介護予防に資する取り組み、令和2年度の集計としては、介護予防教室4か所や体操を毎回行っている集いの場48か所で取り組んでおられる。全ての集いの場の累計でいうと424か所あり、体操やレクリエーション、趣味活動などにより、引きこもり予防として介護予防の取り組みを行っている。介護予防教室では3か月ごとの評価を行い、日々の生活の中で正座ができるようになった等の改善も伺っている。こういったサロン活動と併せて、今後は緩和型通所サービスの取り組みにおいても利用者の洗い出しと事業者の参入を促し、認定率の改善につなげていきたい。
- 柳楽委員 令和3年度から報酬単価を月額設定に変更され、これについては事業者に対するメリットは結構あるのか。
- 健康医療対策課長 事業者については実績に応じた日額より月額額の報酬が見込めるということで、これまでよりは安定した収入につながったと伺っている。
- 柳楽委員 これまで緩和型デイサービスを行う事業者で、これまでも何回か申し上げたが送迎部分がかなり負担になり、そういうこともあってなかなか参入していただけない実情もあるのかと思っている。執行部もそういうことは感じているか。
- 健康医療対策課長 送迎がかなり負担になったとは聞いている。この辺がやはり事業者増につながってないと認識している。
- 柳楽委員 緩和型デイサービスを今後事業者に対してお願いしていくのであれば、そういったところの支援も考えていく必要があるのかと思うが、検討状況はいかがか。
- 健康医療対策課長 今年度報酬の改定をさせていただいた。言われることも今後、介

<p>小川委員長 足立副委員長</p>	<p>護予防を進めていく上で、広域行政組合を同じく構成する江津市と協議しながら検討していきたい。</p>
	<p>ほかに。 緩和型を市として効果があると判断しているにもかかわらず、とても前向きに取り組んでいるようには受けとめられないと感じている。その中で各事業所、現在旧市内で3か所、全体でも5事業所となっているが、この中から近いうちにあまり効果がないからやめようかという声が上がっていると聞く。そうすると市として、これ以上事業所が減ったら事業として成り立たないと思うのだが、今の事業者に対してもう少し強いバックアップが必要だと思うが、その辺のお考えを伺いたい。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>事業所は年々減ってきている。言われるとおり今までの支援体制が弱かったのかと思っている。今回調査して今後何らかの支援を進めていきたい。</p>
<p>足立副委員長</p>	<p>地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託するので浜田市の業務的な部分が若干変更になってこようかと思うので、そうしたところでこちらに力を入れられるという認識でよろしいか。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>言われるとおり地域包括支援センターの委託に伴って業務量も減るし人員にも余裕が出てくる。その点を踏まえて介護予防などに注力していきたいと考えている。</p>
<p>小川委員長</p>	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

(3) 浜田市内の風力発電事業の現状について

<p>小川委員長 環境課長</p>	<p>執行部から説明をお願いします。 (以下、資料をもとに説明)</p>
<p>小川委員長 川神委員</p>	<p>委員から質疑はあるか。 確認だが4点目の浜田市風力発電事業に対し、クリアしなければいけない課題はあるが風力発電は推進していきたいという考えでよろしいか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>地球温暖化防止ということで考えると、これからCO2の削減等を図っていかないといけないことになるので、再生可能エネルギーについてはできれば推進していく立場にあると思う。</p>
<p>川神委員</p>	<p>それぞれ計画中の島根風力発電事業と新浜田ウインドファーム発電事業、この2か所において、現在いろいろ取り組みがされているのだろうが、この問題に関しては住民との合意形成がとても大事になってくる。今までも議会への陳情や反対運動またはその逆もあるが、いろいろな動きがある。最新のところで、それぞれ計画中のこの2社、どのような課題を抱えているか簡潔に教えていただきたい。</p>
<p>環境課長</p>	<p>金城及び弥栄町で建設予定のものについては建設反対の住民の運動もあって、丁寧に説明して理解していただくようなことが課題と考える。長見町のほうは、特に問題があるとは聞いていない。</p>

- 川神委員 金城町と弥栄町に対して、幾らか反対運動があると認識しているが、その後住民とどのような話し合いがされて、どこに一番の反対の論点があるのか、現在はどうか。
- 環境課長 弥栄町の反対の方からは、これまで風力は多く建てられ協力はしているので、これ以上は建設してほしくないという意見が出ている。
- 川神委員 推進していくという自治体の考え方からすると、それに対しどのような説明をされているか。
- 市民生活部長 推進する立場ということはあるが、事業認可についてはあくまでも環境アセスメントの手続きということであり、この中で経済産業省に意見を申し上げる中で、風力発電事業に関するガイドラインを定めて市の考え方を整理している。推進する立場だが、市民の不安を少しでも取り除き、生活環境の保全や自然環境と調和がとれた形を目指している。
- 川神委員 フローで、準備書があって住民等の意見とあるが、住民の強い反対があればこれは実現不可能になるのか。
- 環境課カーボンニュートラル準備室調整監 アセスの段階の表を見ていただくとわかると思うが、今調査して環境影響を予測して評価し、準備書を作成中である。そのときに初めて基数や風車の大きさ、あるいは場所が確定する。それを見て市長意見を取りまとめるのだが、そういった詳しい計画内容が出されて初めて、それから住民の意見も改めて聞かなければいけないと思っている。ただ、反対が多いと言われても賛成の方もいらっしゃるもので、どちらの意見も聞いて、市で定めたガイドラインに沿って市長判断をしていきたい。
- 川神委員 住民の意見尊重というのはとても大事なことになるので当然だと思うが、全国で住民と合意形成においていろいろと進捗してないケースも幾らか見られる。やはり再生エネルギー最大化に向けた課題と地域の対応ということで、合意形成をいかに取りつけるかということだと思うが、このまま計画を進める上で住民合意が大きなハードルになるとすると、全国に地域との調和ということで条例をつくらせている。例えば大分県由布市は、由布市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業者との調和に関する条例とか、つくば市の同じように再生可能エネルギー発電所設置に関する条例、つまり住民と業者との間に一つの合意に関する条例を定めて進める自治体も増えてきている。それに関して浜田市はいかがか。
- 準備室調整監 そういった条例を定めて進めていくのも一つの有効な手段だとは思う。ただ、全ての住民が賛成する、あるいは全ての住民が反対するということは、なかなか行政の施策上ありえないだろうと。どちらかというとも影響を最小限に抑えて住民の理解をより多く得る方向に持っていく施策を進めるのが行政の役割だと思っている。よく住民の意見を聞きながら、落としどころも探りながら話し合いを続けていきたい。
- 小川委員長 ほかに。

(「なし」という声あり)

11. その他

小川委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

[14時 02分 休憩]

[14時 16分 再開]

小川委員長

委員会を再開する。本日の議案について採決を行う前に自由討議を行うかどうかを判断したい。皆の意見を伺いたい。

岡本委員

議案第95号について自由討議を提案したい。

小川委員長

岡本委員から提案があった。お諮りする。自由討議をすることについて委員の皆はよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では採決の前にこの件についての自由討議を行ってまいりたい。その前段で、執行部から発言を求められているので許可する。

副市長

まず本日の福祉環境委員会に付託させていただいている議案第95号については、いろいろと混乱を招いてしまったことについて、改めてお詫び申し上げます。

自由討議をしていただくに当たり、改めて説明させていただく。まず先般の議案質疑の際に指定管理者として社会福祉協議会を指名で指定することで提案させていただいている。その際、現在直営でやっている、風呂のない方への入浴サービス、直営で業務委託している部分も指定管理に入れるべきではないかという意見をいただき、執行部でもその必要性は感じたところではあるが、今回は社会福祉協議会は指定管理者として適切な団体でもあるので、今回の議案についてはまず提案させていただいたもので承認いただきたい。

意見をいただいた業務については、今回の債務負担は現在の状況の予算でやっているもので、また年が明けて改めて臨時会等で債務負担を取らせていただき、追加の変更契約をして3月定例会議で報告させていただきたい。今日課長からそのように説明申し上げたと思っている。このことは福祉環境委員会に出席の委員にはお伝えしたところだが、それ以外の議員にはお伝えしてない。採決されるに当たり重要な情報が届いていないということでいろいろな意見もいただいたところで、本日正副議長ともいろいろご相談し、正副議長のご配慮をいただくということで最終日の表決までに全員協議会を開いていただき、そこで本日と同じ内容で説明し、他の議員からも質

問を受け、こちらからお答えして理解いただくような手続きをさせていただければと思っている。ぜひご理解いただくよう改めてお願いする。

小川委員長

副市長からお話を聞いたが、それについてもし質問や意見があれば。自由討議は執行部退席後になるので、おられるときに聞いておきたいことがある。今の報告で大体わかっただけであれば、それも踏まえて自由討議を行っていきたいと思うが、何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部は退席されて結構である。

《 執行部退席 》

小川委員長

引き続き自由討議を行っていくが、意見のある方は挙手をお願いする。

川神委員

今回は少しイレギュラーというか、執行部では今までの流れを酌んで大した疑問もなく現在に至っている。先ほど反省、その辺の問題点は自分から言われたが、本来ならこういうことがあってはならないと強く思う。したがって議案とは違うものを今後云々というのは言語道断だと思っている。

本来は通年会期制で、具体的には1月には臨時会議を開かなければいけないので、1回取り下げて、そこへ改めてきれいにしてお出しただいて、そこできちんと審議するのが本来望ましいというのが私の考えである。

ただ、さまざまな諸条件や執行部からのいろいろな説明があったが、それが難しいということになると、この委員会がとても重要になってくる。委員会は付託を受けた責任がある。ここでしっかり議論して、基本的には全員が意見を言って。仮に可決することになったとしても、今の問題点や今回なぜこのようなことが起きたのか、今後このようなことが起こらないようにするためのもろもろのことを含めて、委員長報告の中にその辺は厳しく附帯意見としてつけて、こちらから議案の採決をされたものを送るのが最低限のところだと思う。最初からそういう形で、厳しい附帯意見をつけた委員長報告をもってというのはどうかと思うが、本当は差し戻しが一番よいと思うが、皆と話をする中でそれは厳しいということになると、最低限でも先ほど言ったような条件をつけて厳しい対応、委員会の意見を出していかないと、委員会の存在意義が問われると思う。

小川委員長
柳楽委員

ほかに。

私も今副市長から説明がある前の段階では、我々委員会メンバーは説明を聞くことができるが、委員外議員に対してはそういった情報がないとなると、これは可決するのが難しいと思っていたので、改めて出していただけたらありがたいと思った。先ほど、最終日までのところで全議員にこの情報を共有する場を設けていただけたら

岡本委員

のことだったので、そうであれば今この議案については採決をここで行っていけばよいのかと思っている。

この委員会の冒頭の、議案が出たときにも私個人も執行部の失態については厳しく申し上げたし、今後の猛省をお願いしたところである。今執行部から、今後の対応についても言われた。私個人では、確かに失態はある中で、福祉センター内の浴場は過去、私が議員になってから浜田市内に銭湯がなくなったところから急にあそこを使ったり、いろいろな形で押し込んだり、浴場にかかる感染症が出たりということが起きた。そういう意味で大変に問題のあるところではあるが、この機にしっかり指定管理の中に入れるということであれば、とりあえずは通す。その後については債務負担という話もある中、しっかりした地固めというか、話し合っていく形で進めていかれたらどうかと、個人的にはそう思っている。

村武委員

私も先ほどの質疑のところで申し上げたが、一度取り下げてきれいな形にしてから上げていただいたほうがよいと考えていた。先ほども申し上げたが、やはりほかの議員がきちんと理解できてない状態で採決に行くのはよくないと思っていた。

あと、先ほど川神委員も言われたが、ミスということもあるのかもしれないが、あってはならないと考えている。個人的には反対というか、否決の考えもあるが、先ほど副市長が、全議員に全員協議会で説明すると言われたので、可決になったとしても今後のことをきちんと委員長報告で厳しい附帯意見をつけていただいて、というのが私も最低条件だと思っている。

村木委員

議員になってまだ2か月もたっていない中でいろいろと申し上げて大変申しわけないが、今回議案自体が指定管理者の指定ということもあって、議会で求められている施設の名称、指定管理者指定期間、これが議決事項という中で、今回の内容については確かに問題はあった、議会の議決事項に大きく影響は及ばないのかと思っている。

ただ私が一番気になっているのは、やはり議案上程した後に中身の内容が変わったという、そこは問題があると思っている。先輩議員がおっしゃったような形で、附帯意見と思っているが、私としては今回指定管理者の指定議案であり、議決事項が施設の名称と指定管理者と指定期間、この三つに鑑みて個人的には可決し、委員長の附帯意見をつけるものと思っている。

足立副委員長

先ほどの村木委員と同様に、議案を上程した後で中身が変わってしまった、それも質疑において中がわかってしまったということで、本来であれば一度取り下げて、また美しい状態で提出していただきたいかった。ただここまで来て、先ほど川神委員も言われたようにいろいろな諸事情は踏まえて、このままでという形なので、市民サービスに影響があってもいけないし、事務の遂行上にも大きなトラブルがあってもいけないので、執行部が言われるのであればそこはある程度こちらも考慮しないといけないのかと思うが、一方で岡本委

小川委員長

員が言われたように猛省もしていただかないといけないし、今後このようなことがないようにきちんと対応していただきたい。したがってここは皆の意見を踏まえながらも、私もやむなく今回は執行部の意向に沿う形にしたほうがよいのかと思っている。

皆のご意見をいただき、その部分についてはできる限り厳しい内容を含めて委員長報告に盛り込む必要があると思っている。

これから議案の採決を行っていくが、一旦休憩を挟んで進めたい。よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では一旦休憩する。

[14時30分 休憩]

[14時42分 再開]

小川委員長

委員会を再開する。自由討議を行った中でもやはり今回の浜田市総合福祉センターの指定管理議案については大変問題があるとの意見が多数を占めている。当然こういった中身とは、既に本会議に上程され、議案質疑も終わった内容が変更するとなると、当然仕切り直しするべきが望ましいわけだが、相手の社会福祉協議会との関係が現状で非常に良好な中、指定管理を社会福祉協議会にお任せすることについては、問題ないという意見もある中で、その中の一部の、予算面について若干不手際があったということで執行部側から説明があった。本来こういうことについてはあってならないことだし、二度とこういったことがないようにしていただきたいということを強く申し入れるというか、委員長報告の中に盛り込むことを前提として議案第95号については採決したいと思うが、そういう方向で皆のご理解をいただけるか。

(「異議なし」という声あり)

それではそういう形で、これから各議案についての採決を行っていく。

○「議案第85号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第86号 浜田市子育て世代包括支援センター条例の制定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 87 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 88 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 89 号 浜田市休日応急診療所条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 95 号 指定管理者の指定について(浜田市総合福祉センター)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 96 号 指定管理者の指定について(浜田市病児・病後児保育室)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第 97 号 指定管理者の指定について(浜田市金城高齢者生活福祉センター)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。委員長報告については12月16日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくのでご確認願う。皆に目を通していただき、よろしければ委員長報告をその内容で行いたい。

12. 取組課題について（委員間で協議）

小川委員長

委員会としての取り組みテーマについて、あるいは今後の進め方についてご相談したい。前回までのところで取り組み課題について、それぞれの委員に考えがあればまとめて報告していただき、今後テーマの設定についても決めていきたいと思っている。その中で何人かの委員からは提案を受けている。それを先に、テーマについて意見がある方についてまず報告をお願いします。今お二人から出ている。これから2年間にわたって委員会として研究したりしていくテーマ、掘り下げて検討すべき課題だということを出されていると思うので、村武委員からこれについて説明いただければと思う。

村武委員

私は1期目に4年間この福祉環境委員会に所属させていただき、前半の2年間は認知症について、高齢者のことについて皆で協議した。後半2年間は子育て支援についてをさせていただいたので、今回私は環境について取り上げてみてはいかがかと思った。

地球温暖化に向けての取り組みについて、やはり浜田市においてはなかなか進んでない部分がたくさんあると感じている。実際に市民ができることは何かということをもう少し調査研究し、例えばごみの減量化に向けてや、ごみの出し方について。いつだったか一度、長岡市であったかごみについて視察に行ったかと思うが、そこも視察の後、委員会で取り組みにはつながらなかったと思うので、そこを皆で研究してもよいかと思う。

それと、買い物する際に今エコバッグは随分普及したかと思うが、使い捨て容器の削減というのがまだ進んでないと思うのでそれについて。そしてペット・プラの削減について。あと海岸の漂着ごみも非常に気になる。何がよいかは皆で協議したいと思うが、環境、ごみ問題について取り上げてみてはいかがかと考えた。

小川委員長

村武委員のごみ減量等についてのテーマでどうかということだが、ほかの委員から質問があれば受けたい。

岡本委員

私も賛成なのだが、広域行政組合で今、エコクリーンセンターのところ、過去この担当でおられた方はご存じだと思うが、エコクリーンセンターが改修されるというところから、ごみ減量化に向けて市民にいろいろな形でご案内するような話が出ている。当然あそこで燃やせないものを民間事業所、今何社かが焼却炉の増設をしたりしている話も聞いているし、ここで処理できない分は出雲や益田方面に持っていくという話もどうも出ているようなので、そういう

ことも踏まえながらごみ減量化ということで担当委員会もやってみたら。もしかしたら広域行政組合のほうでやるかもしれないが。村武委員から提案があったので、それを踏まえて取り組んではどうかと意見を申し述べさせていただく。

小川委員長

ほかに聞いてみたいことや意見があれば。

(「なし」という声あり)

柳楽委員は2点ほど出ているので説明をお願いします。

柳楽委員

2点上げさせていただいた。かねてからこのことについては思っていたのだが、障がい者支援についてということで。浜田市では、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」が制定されているが、制定されたことによる効果や、また障がい者に対する支援という状況が、あまり表に出てきてないのが気になっている。そういった点からも、皆にどういった支援が本当に必要なのか、どこが足りてないのかということの研究してみたいという思いで書かせていただいた。

あとは健康寿命の延伸は、それこそかねてからの大きな課題であって、浜田市はほかの自治体に比べても健康寿命が短いということがあるので、そういった点でできればこういったことに、1点に絞らないといけないとは思いますが、取り組めたらよいかと思っている。

小川委員長

二人からテーマについて考えを聞かせていただいた。ほかの委員は、こういった形でまとめていないが、こういったテーマはどうかという意見があれば出していただきたい。何点か出していただいた中で、皆の意見をすり合わせる中で絞っていければよい。ほかに現段階で思いがあったりお気づきの点があれば報告いただきたい。

川神委員

柳楽委員が言われている健康寿命の延伸について。これに関しては昔から永遠のテーマというか、議会はもう少しこういったことに関して踏み込んでもよいかと思っている。健康寿命の延伸にはいろいろなアプローチがあるのだが、がん検診は自治体によってはがん検診受診率、浜田はいろいろな政策を取っているがなかなかそれが功を奏してないのはなぜなのか。全国には北陸でも90%弱のようなまちもある。さまざまな知恵を出して住民にいろいろアピールしたり、住民協力を得ていただいていると。つまりそのあたりでこの委員会が、そういった今までやってきたがなかなか進まないこういった施策に対して、大きく進めることができる提案ができるなら、健康寿命の延伸にも大きく関係するということで、大卒でこういうことについて私も賛成である。

小川委員長

ほかの委員から何か提案があればお聞きする。

村木委員

私も実は健康寿命の延伸について大変興味を持っている。そういったことからこの委員会に入ったのもあるのだが、先ほど川神委員も言われた、アプローチの仕方というところ。私がずっと文化スポーツのほうにかかわっていたのもあるが、文化スポーツにおける掛け算での福祉だったり、社会教育施設、図書館や文化ホールも含

めた掛け算での福祉、こういったところから健康寿命の延伸、引いては国保や介護それぞれの保険料の引き下げにもつながるのかと思っている。健康寿命の延伸については私個人としても大変興味を持っている。

足立副委員長

私も柳楽委員が出された障がい者支援の部分について前々から興味があったし、条例もあったというところと、今日の放課後デイの話もあったが、全てが障がい者・障がい児とは言えないが、複雑化する社会の中で子どもたちがこれから大人になっていって、ひょっとしたら障がい者認定されるような子どもたちがいたとしても、私はこのまちでぜひ最後まで生活していただきたいという思いもある。そうしたところ、弱者と言われる方々をしっかりと支援できることが議会・議員だろうと思っており、非常に関心があるのでこういったことはぜひ皆と一緒に勉強していきたい。

小川委員長

ほかに。なければ進行を交代する。

足立副委員長

小川委員長。

小川委員長

足立副委員長、柳楽委員からも言われた障がい者支援の関係なのだが、この中には障がい者支援の中で例えば障がい者の就労なども含めて研究したりということも、最近よく、福祉と農業の結びつき、農福連携といった言葉も最近よく出ている。そういうことも含めて、例えば障がいがある方も仕事をして生活を支えるとか、そういうことを含めての、全般的な障がい者支援というテーマという認識でよろしいか。

柳楽委員

今言われたように、なかなか浜田市でもA型の作業所は少ない。能力はあるがそれをうまく発揮できないという状況であったり、それをうまく育ててあげられる環境というのがすごく大事だと思う。その分野の方々、すごく力を入れて頑張っているのだが、それが多分、ほかの社会全体にはなかなか広がっていないという問題もあったりするのかなと思うので、就労も含めて、また親なき後の生活にもそういうところが影響してくると思うので、そういったことも含めた障がい者支援ということで、考えていけたらよいと思う。

足立副委員長

進行を交代する。

小川委員長

ではこれからの進め方について、時間の関係もあるが、次の委員会の日程を決めたほうがよいか。そろそろテーマ等を決めて日程を決めながら進めている委員会もあるので、おくれればせながら福祉環境委員会でも進めていきたいと思うが。次の委員会は取り組みのテーマがメインになるが、恐らく1月になると思う。1月で日程が決まれば、そこまでもう少しそのあたりを詰めながら。今日意見交換を若干したところがあるが、それを深度化させながらテーマを絞り、今後の研究課題についての進め方も議論していければと思っている。テーマが決まれば月に1回ないし2回程度、ずっと積み上げながら、視察も関連してくると思うので、1月の段階でもしすれば、どのあたりか。

柳楽委員

提案だが、取組課題のテーマや思いを全委員から提出していただくことが必要では。

小川委員長

次の委員会を決めて、それまでに。書式は統一したほうがよいか。今までも取り組み課題や趣旨について簡単に箇条書きするようなフォーマットがあったと思う。それをまた各委員に配信するか。委員会の何日か前に締め切り日を設ける形で進めようか。

(以下、日程調整)

小川委員長

では、1月27日の委員会で。テーマなどの提出期限は1月24日の17時まで。様式は事務局が送付する。

では長時間にわたって大変ご苦勞だった。以上で福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 15 時 08 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 小川 稔宏 ㊞